

お知らせ information

2021 5

■固定資産税・都市計画税の納税を忘れずに

令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、5月14日(金)に発送しますので、納期内に納税をお願いします。

納期限

- 1期目 5月31日(月)
- 2期目 8月2日(月)
- 3期目 9月30日(木)
- 4期目 11月30日(火)

問い合わせ

市税務課資産税グループ
☎23・6393

緊急告知防災ラジオが 最大音量で放送されます

「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を使用した放送訓練を下記の日程で行います。ご理解とご協力をお願いします。

日時／5月19日(水) 11時頃

この訓練は、国からの情報が市民の皆さんに正しく伝わるかを確認めるもので、本市では、緊急告知防災ラジオを通じて放送されます。

試験当日は、「上り4音のチャイム音」→「これは、Jアラートのテストです」×3回→「下り4音のチャイム音」の順に**最大音量**で放送されます。

放送訓練において、防災ラジオが正常に作動しなかったり最大音量で放送が聞こえなかった場合は、防災ラジオが故障している可能性がありますので、その際は下記までご連絡ください。

問い合わせ

市総務防災課防災グループ ☎23 - 6380

■5月は「消費者月間」です!

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会情勢の変化により、生活関連物資の買い占めや買いだめ、誤った風説のほか、不安定な状況に置かれている消費者に付け込む、悪質商法や乗っ取り被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、「今だけ」、「こだけ」、「自分だけ」の消費行動を控え、自分のことだけでなく、社会全体のことを考えた消費者行動が求められています。また、急速なデジタル化に伴い情報が氾濫する中、

新たな消費者被害を防止していくために、行政の情報発信等による取り組みに加え、消費者の自立と事業者の自主的な取り組みの加速など、消費者、事業者、行政が一体となって、取り組みを進めることが重要です。

私たちが、それぞれの役割について考え、行動し、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会が実現される未来に向けて、行動しましょう。

■草刈り機を無料で貸し出します

市では、道路、歩道、河川敷地等の公共施設の草刈り作業を、市民でつくる団体及び町内会等がボランティア活動の一環として実施する場合に、草刈り機の貸し出しを行っています。

貸し出し機械／肩掛け式刈払機、25・0mlクラス
期間／10月31日(日)まで
対象地域／市内全域
貸出回数／1回の貸し出しにつき原則5台以内
費用負担／
・貸出料：無料
・運搬費及び燃料費：市が負担

■自動車税種別割の納税のお知らせ

自動車税種別割の納期限は5月31日(月)です。納期限までに納めましょう。

◆住所変更の手続き

転居等で住所が変更になった方は、住所変更の手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

◆クレジットカードで納付

インターネット上の専用サイトからクレジットカードを利用して、自動車税種別割の納付が可能です。

問い合わせ

宗合総合振興局税務課
☎33・2520

■6月10日「電波の日」

総務省では、6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

電波に関する困りごとや相談は、問い合わせください。
問い合わせ先
総務省北海道総合通信局
☎011・737・0099
電話受付時間
8時30分～12時
13時～17時
(土・日・祝日を除く)

相談・問い合わせ先
稚内市消費者センター
中央4丁目16番2号
(保健福祉センター2階)
☎23・4133

昨年9月18日2万号を達成した創刊71周年の

稚内プレス

タブロイド判ながら
情報満載の
日本一安い日刊紙

一カ月購読料は600円(税込)です
【記者、営業ほか配達員募集】

株式会社 稚内プレス社
稚内市中央4丁目13番3号
☎0162-22-1133

電子版、ホームページ配信中!
<http://wakkanaipress.com>

申し込み・問い合わせ先
市土木課事業推進グループ
☎23・6463



※機械を操作する方には、貸出日の前日までに損害を補償する保険に加入いただきます。保険料は、団体の負担となります。使用希望日の5日前までに申し込みしてください。